

トレンド提言

憲法記念日に思う —日本国憲法の精神を理解したい—

日本国憲法が制定されたのは、公布1946（昭和21）年、発布1947（昭和22）年だった。5月は憲法記念日（5月3日）の月である。

○日本国憲法の生い立ち

昭和20年10月4日、近衛国務相はマッカーサーと会見、その席上マッカーサーは憲法改正の必要とそれに対する近衛の指導について「自由主義的要素を充分とり入れなければならぬ」などを示唆した。しかし、東久邇内閣は翌5日“自由の指令”は実行できぬと総辞職してしまったので、近衛の国務大臣としての憲法改正作業は実現しなかったが、マッカーサーからの示唆を信じ、8日にはGHQの政治顧問のアチソンを訪ねて、天皇の立法権の削減など12項目の憲法改正点の示唆を受けている。こうして11日、勅命を受けて近衛文麿は内大臣府御用掛に任命され、憲法学者佐々木惣一を御用掛にして帝国憲法の改正検討に着手した。

10月11日、幣原首相はマッカーサーのところに新任の挨拶に行った。このときマッカーサーは憲法改正について、自由主義化と人権確保の五大改革（婦人の解放、労働組合の結成促進、より自由主義的教育を行うための諸学校の開放、秘密の警察およびその監用が国民を絶えざる恐怖に曝してきた諸制度の廃止、日本の経済機構の民主主義化）を指示した。政府は、13日に、松本烝治国務大臣を主任とし、憲法改正に関する研究に着手、25日閣議了解という形で憲法問題調査委員会を設置した。

ここに、内大臣府と政府の両方で帝国憲法の改訂作業が進められ、それぞれその法的な解釈をめぐる正統性を主張した。ところが、11月1日、GHQのスポークスマンは憲法改正をめぐる近衛文麿の仕事は皇室との関係にすぎず、GHQは関知しないと声明した。総司令部のこの態度は、近衛に関する内外の批判に対し政治的配慮をする必要が生じたのだろう。

11月24日内大臣府は廃止され、3月6日近衛は戦犯容疑者として逮捕令が出され、16日の夜、近衛は“I am fated man”と書き残して自殺した。ただ、憲

法改正に関する近衛・佐々木案はできあがっていた。それは、民主主義とは縁遠い帝国憲法の一部修正であった。

一方、政府案は、①天皇の統治権総攬は普遍 ②議会の議決権拡大 ③国務大臣の国政全般および議会に対する責任 ④人民の権利・自由の確立、の四原則により憲法改正作業を進め、昭和21年2月8日にその案をGHQに提出した。この松本案をみたGHQは、とうていポツダム宣言や日本の占領政策に合うものではないと判断して、マッカーサー元帥自身が日本政府に教示するための憲法草案をGHQで作成する意志を固め急速に起草作業を進めた。

2月13日、吉田茂外務大臣と松本烝治国務大臣に、いわゆるマッカーサー草案を手渡した。幣原首相は、21日にマッカーサー元帥に会見してその受諾を回答し、22日の閣議で、この草案にのっとって憲法改正作業を進める方針を決めた。

3月6日、政府はマッカーサー草案にそい細部に若干の修正の手直しを加えた「憲法改正草案要綱」を発表し、同時に草案採択の勅語が発せられた。これに対しマッカーサー元帥も「余は、今日、余が全面的に承認した、新しく且つ啓蒙的な憲法を、日本国民に提示せんとする天皇および日本国政府の決定について声明しうることに、深い満足を表するものである」と支持声明を出した。

新選挙法による21年4月10日の総選挙後の4月17日、政府はこの要綱を平仮名まじりの口語体による条文形式に整備し、内閣憲法改正草案として公表した。そして、5月22日、第一次吉田内閣によって枢密院に諮詢されて6月8日可決。6月20日、帝国憲法第73条の規定にしたがって勅書を付して第90議会に提出され、25日に衆議院本会議に上程され、28日に憲法改正案特別委員会(芦田均委員長以下72人で構成)に付託された。

衆議院は約2カ月の審議を通じ若干の修正・増補を行って8月24日の本会議で賛成421、反対8(共産党6—天皇制存続に反対—と無所属2)で可決した。貴族院では約1カ月半の審議を経て一部修正ののち10月6日に賛成298、反対2で可決した。翌7日、衆議院が貴族院の修正に賛成424、反対5(共産党)で同意した。議会を通過した改正草案は、10月12日、枢密院に諮詢され、枢密院本会議にかけられて天皇臨席のもとに可決。

天皇の裁可を得て、昭和21年11月3日「日本国憲法」として公布され、22年5月3日施行された。のち公布日の11月3日は「文化の日」、5月3日は「憲法記念日」となった。

○憲法改正の動き

現政権内には憲法改正の動きがある。戦後70年余、改正論者の多くは戦争の惨禍、戦時下における国民の苦しみを知らない世代だ。いずれ改正案が示されるであろうが。国民としては先ず、憲法をよく読み理解しておかなければならない。

「改正論」は「憲法押し付け」だから「自主憲法」制定ということから始まっている。

成立経過をみると、GHQの意見が強く反映されている面もある。しかし内容的には優れたもの、というのが憲法学者の多数説だ。GHQが押し付けたのは、自衛隊の前身である警察予備隊（1950年）だったことを忘れてはなるまい。

日本国憲法の原則とされるものには「**国民主権**」（第1条）「**基本的人権尊重**」（第10～40条）「**平和主義、国際主義—戦争の放棄**」（第9条）の3つがある。

この三原則は旧帝国憲法にはなかったものであり、**現憲法が世界的にも評価されている由縁**である。現憲法は11章103条いより構成されているがその総体は、憲法の精神をまとめたものが「全文」に掲げられている。国民は少なくともこの精神を理解し尊重したい。

○日本国憲法（前文）

日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたつて自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに**主権が国民に存**することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、**国民の厳粛な信託**によるものであつて、その**権威は国民に由来**し、その**権力は国民の代表者がこれを行使**し、その**福利は国民がこれを享受**する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに**反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除**する。

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自

覚するのであつて、**平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼**して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、**名誉ある地位を占めたい**と思ふ。われらは、**全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有**することを確認する。

われらは、いづれの国家も、**自国のこと**のみに専念して他国を無視してはならないのであつて、**政治道徳の法則**は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、**自国の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各国の責務**であると信ずる。

日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。